

は引続きベルリンにて研学中なりしか花井博士に宛てたる近信
左の如し

謹啓嚴寒之候先生愈々御健勝の御事と奉遠察候降而不肖無異研
学罷在候間乍他事御放神被下度候当地之氣候は東京より一層酷
烈に有之殊に連日曇天にて天日を見ることが稀なるには聊か不快
を覚え申候

独逸其後の状態は益々窮状に陥りつつあるものと曰はざるへか
らす候蓋し農産の復活と通商貿易の開始とは食糧其他日用品の
供給に殆んど不足なきに至りたるに拘はらず賠償義務の大負担
は恰も病後の人に重荷を担はしめたるか如く国民は苛税の為め
苦しまさるを得ず候殊に独逸工業の心臓とも云ふべきオバーシ
レージエンの炭坑地帯の大部を喪失したることは独逸に取りて
は二重の大損失にして即ち一は其の製造工業の動力を奪はれ
他は将来に対する工業復興の悲観の為に生したる貨幣相場の狂
落に有之候独逸の貨幣価値か本春より三分の一に減少したるに
対し物価は反比例に暴騰し労働銀価上の要求の為にする同盟罷業
は相次て起り本年十月の交は險悪の絶頂^(マツ)にして総同盟罷業の進
んでは革命蜂起の噂は伝へられ人心恟々一時同国の前途は実に
暗澹たるもの有之候幸に過般来倫敦に於ける賠償延期の議は窮
迫せる独逸の為に当に一縷の光明を与へたるものにして爾來人
氣は遽に沈静し為替相場も又漸次良好に赴き居候蓋し是は独り
延期に伴ふ負担の減少を期するのみならず亦実に列国は独逸を
餓死せしめすとの徴証を認めたるか故なるべく候経済上の窮迫
以上の如くに候へは世道人心の頹廢亦著しきものあり白昼道に

696 柴田甲四郎君近状

〔『法学新報』第32卷3(363)号 大正11年3月1日〕

○柴田甲四郎君近状 中央大学より留学したる柴田甲四郎君

横行するの盜夜陰市に淫を鬻くの婦は暫く措くも商人は約を履ます官吏は節を守らず財の爲めに義を替ふるのは風は滔々として挙つて数ふへからず候恒産ありて恒心ありの語古今東西其理を一にせることを思はずんはあらず候

国民生活の状態か其政治に直接交渉あるは勿論にして党派の消長は一に懸つて現在の生活を満足せしむるや否やにあり必ずしも国家百年の大計を顧みず即ち独逸共和国の政權は多数社会党の掌中に歸し旧独逸の勢力たる現保守党は之を牽制するの力あるに過ぎず此現象は独り共和国に止まらず各連邦に於ける亦然り(多数社会党を中心としてカトリック教徒より成れる中央党及猶太人より成れる社会民主党の聯立内閣なり) 独逸首相ウイルト氏か独逸共產主義の将来は即ち胃袋の問題なりと曰へるか如く今夏來の生活難増加に従つて共產主義者も亦繁殖せざるを得ず露国を源泉とせる彼等の運動は實に國際的にして独逸に於ても時時示威運動を企て必ずしも輕視するを許さず現に同党は共和国議會に二十五名の議員を有し(四百五十名の内) 先達來伯林市会の改選を始め其の他各邦の選挙に於て常に増加を示しつつあり候然れとも国民全体の割合よりすれば未だ二十分の一に過ぎず従て今後独逸が著しき經濟上の窮追に陥らざる限りは独逸か第二の露国たるか如きは想像すへからず候蓋し独逸民族は元來露国民族と其国民性及文化の程度を異にせるのみならず共產主義失敗の殷鑑は其隣邦によく照照乎として示さるる所なるか故に候若し社会主義の本体か私有財産制度の撤廃大企業の公有等にありとせば独逸は未だ社会主義を實行したるものにあ

らず寧ろ社会政策を強度に實行せるものと曰はざるへからず候何んとなれば独逸新憲法は原則として所有權及相続權を保証し且契約の自由をも認めたるか故に候共產主義は現代人文の程度に於ては學說に過ぎずして實際に於て可能ならず換言すれば絶對的の實行は不能にして部分的に實現せらるるを得べく結局所謂社会政策により漸次改善し得べく候現に過日独逸に於て行はれたる共產主義者大会に於ても其政綱としては私有財産制度の撤廃を掲げ居らず候又過日レーニンの為せる演舌を見るも其の主義を維持せんとして氣息喘々たるの跡歴々として認むべく況んや彼か實行せる所は遙に其の言と距れることは人の知る所に候

独逸財政の困難經濟の窮乏か学校の經營学徒の專注を妨害せざることとは賭安きの理なるも流石に根底を有する独逸の文化は盤石の觀あり之か追求の念亦一朝にして冷むべくもあらず殊に新独逸国か独逸文化の發達教育の奨励に意を用ひたることは新憲法に照すも明かなる所にして義務教育は八年の小学教育の外三年の補習学校(未だ教育令は脱稿せず)を科し中学教育実業学校等毫も衰微の色なきは勿論若し各大学の就學律を見るときは其の入学教何れも戦前に倍加せるに一驚を喫せざるを得ず候彼等かパンと水とにて尚瞑想を怠らざるは洵に歎稱に値ひすべく以て其将来を卜する足らん乎若し夫れ法學界の思潮に到つては根底に於て大なる変化あることを認めす令の仏蘭西に於ける自由解釈主義に於けるか如き独逸に於て其傾向なきに非ざるも特に吾人の目を惹くは民衆的社会的立法に有之是等は他に容易

に求め得ることと存候今や独逸は強度なる社会政策の実験室として政治に法律に好資料の供給所たることを失はず候

不肖在独将に一年に垂んとし人文風教を異にせる欧洲の社会に触れて感ずるもの多少或は疑を解き或は惑を起し欧洲文化か一日にして成らざると共に之を解する亦用意ならざるを思はずんはあらず候固より吾人の専門とする所は法学の範疇に止まるも其由来する所宗教哲学等にありて独り法学のみを学んで法学を解するは難き所宜なる哉当地大学教授の博識にして毫も偏見固牢の癖なきこと此点に於て吾邦学者は未だ大に足らざる所あるを信す然れども今後大学教授たらん者は又須く意を茲に用ふるの要あり片片たる皮想の観に止るへからず然らすんは我国の学問は永遠に独立の時なからん不肖浅学不才固より其の器にあらずと雖も苟も学に志す者一偏究理の勇なからんや黽勉の勞を惜しまんや若し吾に資あり籍すに時を以てせば

右当地の様御報旁々御願申上度如斯御座候蒞終遙に先生の御健康を祈上申候 恐惶頓首

千九百廿一年十二月廿八日

伯林 柴田甲四郎拜

Berlin W. 30 Lutpald str 46 III

花井先生 侍史